

池田町国民保護計画

(令和 6 年 10 月修正)

新旧対照表

目 次

第1編	総 論	1
第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	1
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	2
第4章	町の地理的、社会的特徴	4
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	5
第2編	平素からの備えや予防	11
第1章	組織・体制の整備等	11
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	16
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	16
第4章	国民保護に関する啓発	16
第3編	武力攻撃事態等への対処	18
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	18
第2章	町対策本部の設置等	19
第3章	関係機関相互の連携	20
第4章	警報及び避難の指示等	21
第5章	救援	31
第6章	安否情報の収集・提供	34
第7章	武力攻撃災害への対処	35
第8章	被災情報の収集及び報告	38
第9章	保健衛生の確保その他の措置	38
第11章	特殊標章等の交付及び管理	39
第4編	復旧等	40
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	40
第5編	緊急対処事態への対処	40
	関係機関の連絡先	40
	用語解説	42

池田町国民保護計画新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第 1 編 総 論 第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ (2) 町国民保護計画の位置づけ 【国】 国民の保護に関する基本指針 【指定行政機関】 国民保護計画 【指定公共機関】 国民保護業務計画 【指定地方行政機関】 【町】 国民保護計画 【指定地方公共機関】 国民保護業務計画 第 2 章 国民保護措置に関する基本方針 (5) 国民の協力 町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。<u>この協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならないものとする。</u> また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。 (6) 高齢者、<u>障がい者</u>等への配慮及び国際人道法の的確な実施 町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。	第 1 編 総 論 第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ (2) 町国民保護計画の位置づけ (新規) 第 2 章 国民保護措置に関する基本方針 (5) 国民の協力 町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。 また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。 (6) 高齢者、<u>障害者</u>等への配慮及び国際人道法の的確な実施 町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者の保護について留意する。 また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正 字句の修正

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

○指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
信越総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
名古屋税関	1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
長野労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部 中部近畿産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
北陸信越運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

○指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
信越総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
（新規）	
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
長野労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部 中部近畿産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
北陸信越運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正

中部地方環境事務所	1	有害物質等の発生による汚染物質の情報収集及び提供
	2	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
○指定公共機関及び指定地方公共機関の事務		
機関の名称	事務又は業務の大綱	
災害研究機関	1	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1	避難住民の運送及び緊急物資の運送
	2	旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1	避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
	2	通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1	電気の安定的な供給
ガス事業者	1	ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1	郵便の確保
一般信書便事業者	1	信書便の確保
病院その他の医療機関	1	医療の確保
日本赤十字社	1	救援への協力
	2	外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
	2	銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
長野県土地改良事業団体連合会	1	災害時における農地及び農業用施設の応急対策・復旧への協力
（一社）長野県建設業協会	1	災害時における公共施設の応急対策業務への協力
※ 関係機関の連絡先については、資料編を参照のこと。		

中部地方環境事務所	1	有害物質等の発生による汚染物質の情報収集及び提供
	2	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
○指定公共機関及び指定地方公共機関の事務		
機関の名称	事務又は業務の大綱	
災害研究機関	1	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1	避難住民の運送及び緊急物資の運送
	2	旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1	避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
	2	通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1	電気の安定的な供給
ガス事業者	1	ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1	郵便の確保
一般信書便事業者	1	信書便の確保
病院その他の医療機関	1	医療の確保
日本赤十字社	1	救援への協力
	2	外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
	2	銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
（新規）		
（新規）		
※ 関係機関の連絡先 資料編を参考のこと		

国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正

第4章 町の地理的、社会的特徴

(2) 気候

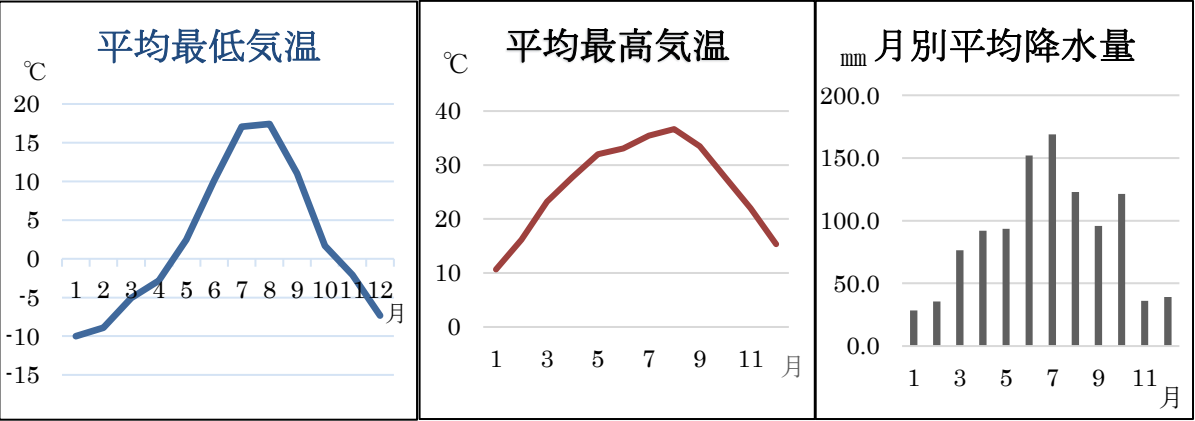
過去5年間月別気象データ

観測点：池田町役場（標高604m）

月別最低気温（単位：℃）		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H31		-10.60	-8.10	-4.40	-3.80	0.70	10.90	17.00	16.60	10.60	6.00	-3.10	-5.50
R2		-6.60	-10.20	-6.50	-2.70	3.50	11.90	16.60	18.10	9.60	-0.60	-1.80	-7.50
R3		-7.10	-8.30	-4.30	-2.80	1.50	9.30	18.00	17.50	12.80	0.50	-3.90	-8.30
R4		-12.70	-9.60	-5.70	-3.50	3.30	9.30	17.90	15.70	10.10	0.00	0.40	-9.70
R5		-13.00	-8.30	-4.50	-1.30	3.40	9.10	15.90	19.20	12.00	2.50	-2.10	-5.60
平均		-10.00	-8.90	-5.08	-2.82	2.48	10.10	17.08	17.42	11.02	1.68	-2.10	-7.32

月別最高気温（単位：℃）		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H31		8.50	14.90	22.20	27.20	33.50	31.30	35.90	37.40	34.40	29.50	21.20	15.70
R2		13.00	20.10	21.40	26.10	33.40	34.30	31.90	37.20	34.30	27.00	22.40	13.70
R3		11.30	19.40	24.20	26.10	28.70	31.50	35.70	37.10	30.80	29.60	19.80	13.80
R4		8.50	11.30	23.10	29.20	31.90	36.20	37.50	35.50	32.60	28.20	21.00	13.80
R5		12.00	15.20	25.30	30.20	32.60	32.20	36.30	36.10	35.20	24.20	25.60	19.70
平均		10.66	16.18	23.24	27.76	32.02	33.10	35.46	36.66	33.46	27.70	22.00	15.34

月間降水量（降水量：mm）		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H31		11.5	32.0	89.5	56.0	72.0	149.5	162.5	170.0	20.0	308.5	12.5	45.5
R2		72.5	36.5	74.0	98.0	37.0	162.5	274.5	21.5	127.0	115.5	12.0	15.0
R3		34.5	34.5	78.0	81.0	121.5	116.0	130.0	258.0	107.5	55.5	35.5	74.5
R4		16.0	29.5	65.0	110.5	86.5	131.5	130.5	90.5	196.0	59.5	68.5	26.0
R5		7.5	45.0	75.0	114.0	151.0	200.5	146.5	74.5	29.0	67.5	51.5	34.5
平均		28.4	35.5	76.3	91.9	93.6	152.0	168.8	122.9	95.9	121.3	36.0	39.1



第4章 町の地理的、社会的特徴

(2) 気候

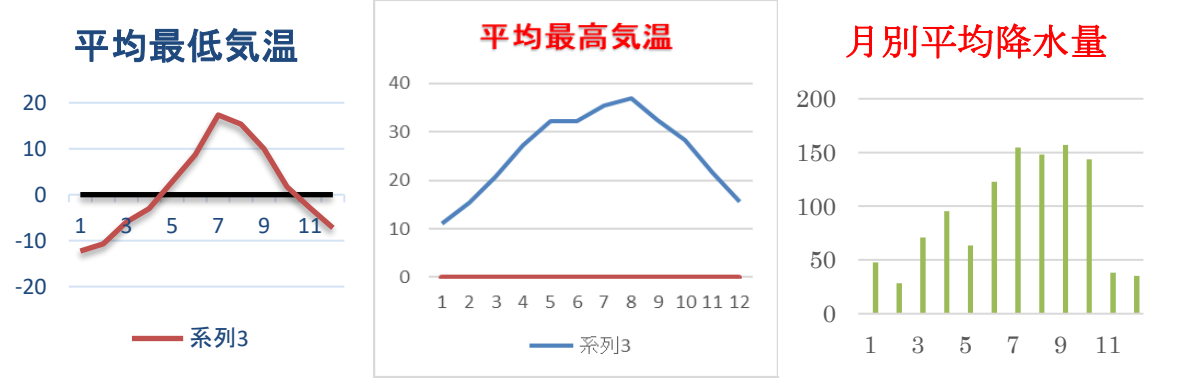
過去5年間月別気象データ

観測点：池田町役場（標高604m）

月別最低気温（単位：℃）		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H28		-19	-15.3	-9.9	-4.6	4.4	4	16.8	15.9	11.8	1.3	-3.7	-6.4
H29		-12.8	-9.4	-4.6	-4	2.1	6.7	18.2	15.2	7.90	0.2	-3.4	-8.9
H30		-12.30	-10.50	-4.50	0.10	3.30	9.70	18.10	10.90	9.90	1.70	-2.10	-7.70
H31		-10.60	-8.10	-4.40	-3.80	0.70	10.90	17.00	16.60	10.60	6.00	-3.10	-5.50
R2		-6.60	-10.20	-6.50	-2.70	3.50	11.90	16.60	18.10	9.60	-0.60	-1.80	-7.50
平均		-12.26	-10.70	-5.98	-3.00	2.80	8.64	17.34	15.34	9.96	1.72	-2.82	-7.20

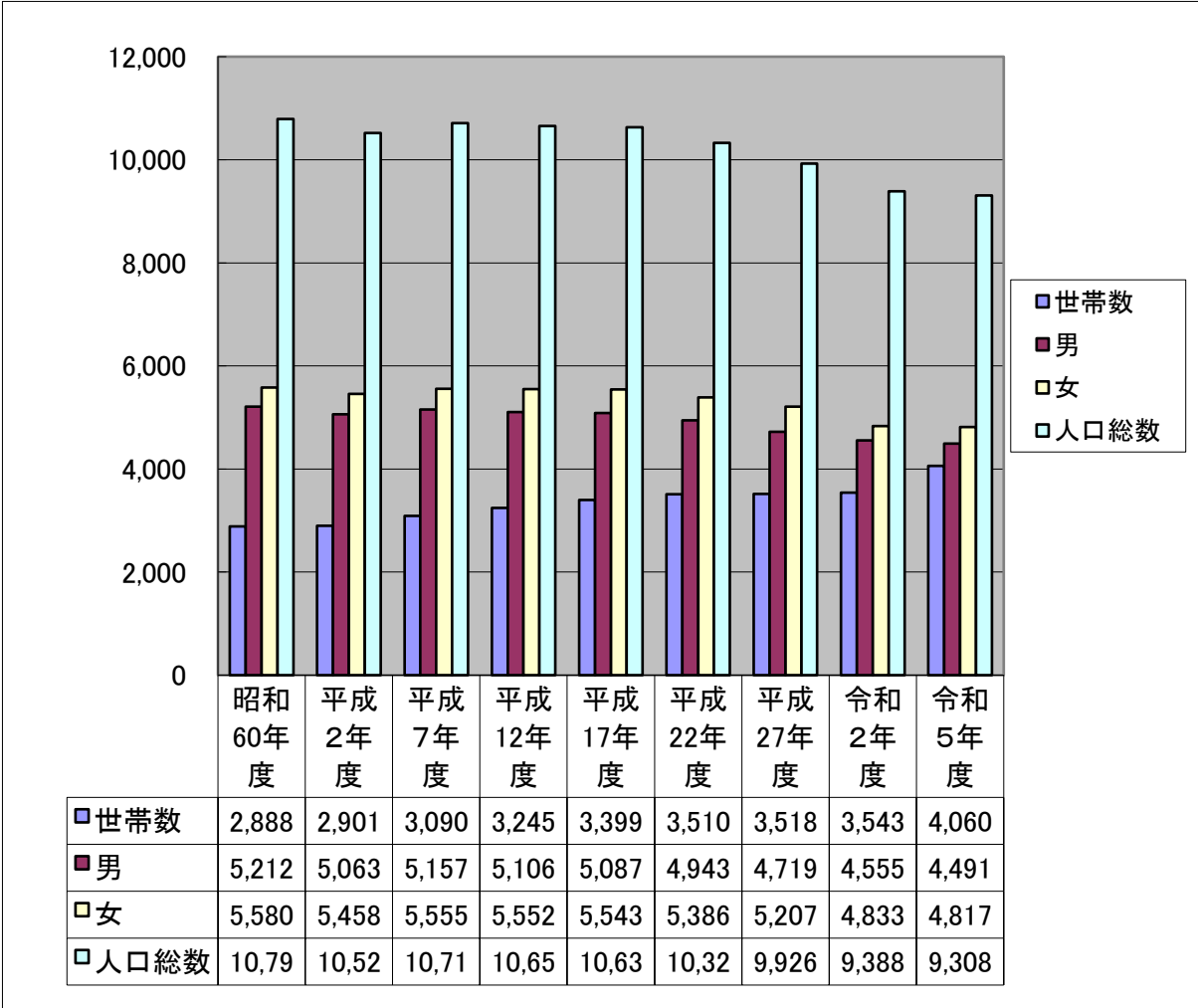
月別最高気温（単位：℃）		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H28		12.6	16.2	19.1	25.10	28.9	28.40	35.9	36	32.9	28.2	20.6	16.2
H29		11.2	13.4	18.3	26.6	33.1	33.4	35.9	36	29.2	28.1	22.1	12.9
H30		10.70	12.50	23.50	31.60	32.50	33.50	37.70	37.80	31.40	28.40	22.40	19.70
H31		8.50	14.90	22.20	27.20	33.50	31.30	35.90	37.40	34.40	29.50	21.20	15.70
R2		13.00	20.10	21.40	26.10	33.40	34.30	31.90	37.20	34.30	27.00	22.40	13.70
平均		11.20	15.42	20.90	27.32	32.28	32.18	35.46	36.88	32.44	28.24	21.74	15.64

平均降水量（降水量：mm）		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
H28		59.0	41.5	17.5	138.5	58.5	109.0	93.5	212.5	257.0	62.5	64.0	61.0
H29		48.0	33.5	27.5	86.5	65.0	78.0	177.0	194.5	82.5	295.0	21.5	14.0
H30		39.5	7.0	158.5	107.0	99.0	77.5	143.0	81.5	285.0	25.0	15.0	39.5
H31		11.5	32.0	89.5	56.0	72.0	149.5	162.5	170.0	20.0	308.5	12.5	45.5
R2		72.5	36.5	74.0	98.0	37.0	162.5	274.5	21.5	127.0	115.5	12.0	15.0
平均		38.4	25.1	61.2	81.0	55.3	96.1	141.8	113.3	128.6	134.4	20.8	29.2



時点修正

(3) 人口分布



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の類型

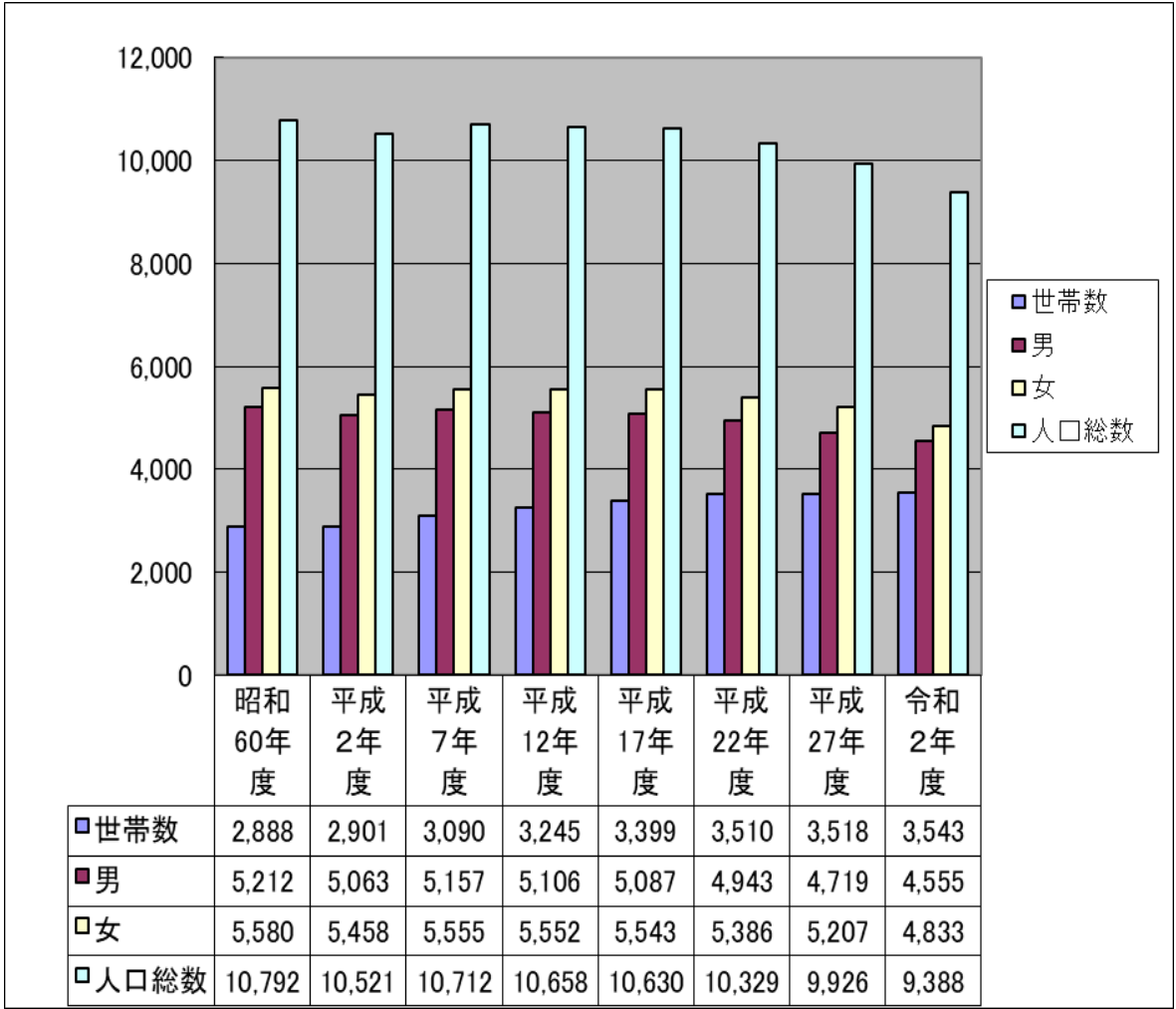
武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

① 着上陸侵攻

ア 特徴

(7) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

(3) 人口分布



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

① 着上陸侵攻

(新規)

直近年度の追加

国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正

<u>(i) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高いと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</u> <u>(ii) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、可燃性ガス貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</u> <u>イ 留意点</u> <u>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して当該地域の住民を避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</u> ② ゲリラや特殊部隊による攻撃 <u>ア 特徴</u> <u>(7) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。</u> <u>(i) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば可燃性ガス貯蔵施設などが攻撃された場合によっては被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</u> <u>イ 留意点</u> <u>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</u> <u>また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</u> ③ 弾道ミサイル攻撃 <u>ア 特徴</u> <u>(7) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭（「Nuclear」（核）、「Biological」（生</u>	② ゲリラや特殊部隊による攻撃 <u>（新規）</u> ③ 弾道ミサイル攻撃 <u>（新規）</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	--	---------------------------------

<u>物)、「Chemical」(化学))を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</u> <u>(イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u> <u>イ 留意点</u> <u>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</u> ④ 航空攻撃 <u>ア 特徴</u> <u>(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</u> <u>(イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</u> <u>(ウ) なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</u> <u>イ 留意点</u> <u>(ア) 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。</u> <u>(イ) 生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</u> <u>(2) NBC攻撃の場合の対応</u> <u>NBC攻撃に対する対応については以下のとおりである。</u> ① 核兵器等 <u>ア 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。</u> <u>イ 核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</u>	④ 航空攻撃 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	---	---------------------------------

<u>ウ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって 上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。</u> <u>エ 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを 吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。</u> <u>オ 避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。</u> <u>カ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</u> <u>キ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</u> <u>ク 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u> <u>② 生物兵器</u> <u>ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</u> <u>イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</u> <u>ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</u> <u>③ 化学兵器</u> <u>ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</u> <u>イ 国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にすると</u>	<u>（新規）</u> <u>（新規）</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	---------------------------------------	---------------------------------

<u>ともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。</u> <u>ウ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</u>		
2 緊急対処事態 緊急対処事態として、以下に掲げる事態<u>例</u>が対象と <u>して想定されている</u>。 (1) 攻撃対象施設等による分類 ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 <u>ア 事態例</u> <u>・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</u> <u>・ ダムの破壊</u> <u>イ 被害の概要</u> <u>(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</u> <u>爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</u> <u>(イ) ダムが破壊された場合の主な被害</u> <u>ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</u> <u>ウ 留意点</u> <u>事態が発生した場合は、被害が広範囲にわたって拡大することも想定した退避等が必要となる。</u> ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 <u>ア 事態例</u> <u>・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</u> <u>・ 列車等の爆破</u> <u>イ 被害の概要</u> <u>爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</u> <u>ウ 留意点</u> <u>短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出、医療 体制を確保する必要がある。</u>	2 緊急対処事態 <u>※ これらの４類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。</u> <u>町国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態を</u>対象と<u>する</u>。 (1) 攻撃対象施設等による分類 ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 <u>隣接する上流ダムの破壊、危険物質貯蔵施設等</u> ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 <u>集客施設等の爆破</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正

(2) 攻撃手段による分類 ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ア 事態例 ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 イ 被害の概要 (ア) 放射性物質等 ・ <u>ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。</u> ・ <u>ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</u> ・ <u>小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。</u> (イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃 ・ <u>生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。</u> ・ <u>毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。</u> (ウ) 化学剤による攻撃 ・ <u>化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。</u> ウ 留意点 <u>二次災害の発生を防止するため、立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有す関係機関による迅速な救出と併せて、特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。</u> ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 ア 事態例 ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来 イ 被害の概要 (ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 (イ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 ウ 留意点 <u>多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。</u>	(2) 攻撃手段による分類 ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入 ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	---	-------------------------------------

池田町国民保護計画

新	旧	修正理由・備考																																
第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 町における組織・体制の整備 2 町職員の参集基準等 (3) 町の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準】 <table><tr><th>体 制</th><th>参 集 基 準</th></tr><tr><td>①担当課<u>対応</u></td><td>国民保護担当職員が参集</td></tr><tr><td>②<u>警戒・対策本部等設置体制</u></td><td>原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td></tr><tr><td>③町国民保護対策本部体制</td><td>全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集</td></tr></table> (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替<u>の職員を決めて</u>おくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 【町対策本部長の代替職員】 <table><tr><th>名 称</th><th>代替職員(第1順位)</th><th>代替職員(第2順位)</th><th>代替職員(第3順位)</th></tr><tr><td>町 長</td><td>副町長</td><td>総務課長</td><td><u>町長部局の課長にある職員で給料の号俸が上位にある者</u></td></tr></table> 4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (1) 国民の権利利益の迅速な救済 町は、<u>国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する等</u>、武力攻撃事態等が認定<u>された</u>場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する<u>体制を整備する</u>。	体 制	参 集 基 準	①担当課 <u>対応</u>	国民保護担当職員が参集	② <u>警戒・対策本部等設置体制</u>	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集	名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)	町 長	副町長	総務課長	<u>町長部局の課長にある職員で給料の号俸が上位にある者</u>	第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 町における組織・体制の整備 2 町職員の参集基準等 (3) 町の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準】 <table><tr><th>体 制</th><th>参 集 基 準</th></tr><tr><td>①担当課<u>体制</u></td><td>国民保護担当課職員が参集</td></tr><tr><td>②<u>緊急事態連絡</u>体制</td><td>原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断</td></tr><tr><td>③町国民保護対策本部体制</td><td>全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集</td></tr></table> (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 町の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の<u>次席の職員を</u>代替職員<u>として指定して</u>おくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。 【町対策本部長の代替職員】 <table><tr><th>名 称</th><th>代替職員(第1順位)</th><th>代替職員(第2順位)</th><th>代替職員(第3順位)</th></tr><tr><td>町 長</td><td>副町長</td><td>総務課長</td><td><u>企画政策課長</u></td></tr></table> 4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (1) 国民の権利利益の迅速な救済 町は、武力攻撃事態等<u>の認定があった</u>場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。	体 制	参 集 基 準	①担当課 <u>体制</u>	国民保護担当課職員が参集	② <u>緊急事態連絡</u> 体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断	③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集	名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)	町 長	副町長	総務課長	<u>企画政策課長</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正 町の規則に合わせて修正 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
体 制	参 集 基 準																																	
①担当課 <u>対応</u>	国民保護担当職員が参集																																	
② <u>警戒・対策本部等設置体制</u>	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																																	
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集																																	
名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)																															
町 長	副町長	総務課長	<u>町長部局の課長にある職員で給料の号俸が上位にある者</u>																															
体 制	参 集 基 準																																	
①担当課 <u>体制</u>	国民保護担当課職員が参集																																	
② <u>緊急事態連絡</u> 体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断																																	
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集																																	
名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)																															
町 長	副町長	総務課長	<u>企画政策課長</u>																															

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
	<u>車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3 第2項後段)</u>
<u>実費弁償 (法第159条第2項)</u>	<u>医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1項・2項)</u>
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	<u>医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1項・2項)</u>
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

※枠内の「法」とは国民保護法をいう。

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先（担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に最新の情報への更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話、FAX、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携 (1) 近接市町村との連携 町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関して締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、<u>広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制</u>における近接市町村相互<u>応援体制の構築に努める。</u> (2) 消防機関の連携体制の整備 町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、<u>区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備</u>を図る。 また、消防機関<u>における</u>NBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の<u>所在について、把握する。</u> 4 指定公共機関等との連携 (1) 指定公共機関等の連絡先の把握 町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、連絡先、担当部署等は、<u>定期的に最新の情報への更新を行う。</u> 第4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備 町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対する伝達に配慮する<u>ものとする。</u>その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。 <u>また、町は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ町国民保護計画に定めておくものとする。</u>	3 近接市町村との連携 (1) 近接市町村との連携 町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、<u>武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等</u>における近接市町村相互<u>間の連携を図る。</u> (2) 消防機関の連携体制の整備 町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、<u>近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携</u>を図る。また、消防機関<u>の</u>NBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の<u>保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。</u> 4 指定公共機関等との連携 (1) 指定公共機関等の連絡先の把握 町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、<u>指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。</u> 第4 情報収集・提供等の体制整備 2 警報等の伝達に必要な準備 (1) 警報の伝達体制の整備 町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、<u>障害者</u>、外国人等に対する伝達に配慮する。<u>（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正 字句の修正 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	---	--

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は以下のとおりであり、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名
② フリガナ
③ 出生の年月日
④ 男女の別
⑤ 住所（郵便番号を含む）
⑥ 国籍
⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧ 負傷(疾病) の該当
⑨ 負傷又は疾病の状況
⑩ 現在の居所
⑪ 連絡先その他必要な情報
⑫ 親族、同居者からの照会に対して、①～⑪の項目を回答することの希望の有無
⑬ 知人からの照会に対して、①、⑦、⑧の項目を回答することの希望の有無
⑭ 親族、同居者、知人以外の者からの照会に対して、①～⑪の項目を回答することの同意の有無
2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）
⑧ 死亡の日時、場所及び状況
⑨ 遺体が安置されている場所
⑩ 連絡先その他必要事項
⑪ 親族、同居者、知人以外の者からの照会に対して、①～⑩の項目を回答することの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。
また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名
② フリガナ
③ 出生の年月日
④ 男女の別
⑤ 住所
⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑦ 負傷(疾病) の該当
⑧ 負傷又は疾病の状況
⑨ 現在の居所
⑩ 連絡先その他、必要な情報
⑪ 親族、同居者への回答の希望
⑫ 知人への回答の希望
⑬ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
2 死亡した住民
（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）
⑭ 死亡の日時、場所及び状況
⑮ 遺体の安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正

番号の重複による修正

国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正

第5 研修及び訓練 1 研修 (2) 職員等の研修機会の確保 町は、<u>広く職員の研修機会の確保に努める。</u> また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等を活用するなど多様な方法に<u>よる国民保護措置に関する研修等を行うよう努める。</u> 【国民保護ポータルサイト http://www.kokuminhogo.go.jp/】 【総務省消防庁ホームページ http://www.fdma.go.jp/】 (3) 外部有識者等による研修 町は、職員等の研修の実施に当たっては、<u>県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等</u>を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。 2 訓練 (3) 訓練に当たっての留意事項 ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、<u>自主防災会等</u>の協力を求めるとともに、特に高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。 ④ 町は、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。 ⑤ 町は、県と連携し、<u>公共施設等</u>多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。	第5 研修及び訓練 1 研修 (2) 職員等の研修機会の確保 町は、<u>職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。</u> また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して<u>国民保護措置に関する研修等を行うとともに</u>、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等<u>も</u>活用するなど多様な方法に<u>より研修を行う。</u> 【国民保護ポータルサイト http://www.kokuminhogo.go.jp/】 【総務省消防庁ホームページ http://www.fdma.go.jp/】 (3) 外部有識者等による研修 町は、職員等の研修の実施に当たっては、<u>消防職員を活用するほか、県及び警察の職員、学識経験者等</u>を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。 2 訓練 (3) 訓練に当たっての留意事項 ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、<u>町内会・自治会</u>の協力を求めるとともに、特に高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。 ④ 町は、<u>自治会・町内会、</u>自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。 ⑤ 町は、県と連携し、<u>学校、病院、集客施設、集合住宅、官公所、事業所その他の</u>多数の者が利用<u>又は居住</u>する施設の管理者に対し、<u>火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて</u>警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	--	---------------------------------

第2章 避難<u>及び</u>救援に関する平素からの備え 町は、県から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、<u>避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置等を実施することから、</u>避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。 2 避難実施要領のパターンの作成 町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口、混雑や交通渋滞の発生状況等に配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する<u>ものとする。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について配慮する。</u> 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 1 町における備蓄 (2) 国民保護措置に必要な物資及び資材<u>の備蓄、整備</u> 2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等 (2) ライフライン施設の<u>代替性</u>の確保 第4章 国民保護に関する啓発 武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。<u>。</u> <u>このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要である</u>ことから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。	第2章 避難、<u>救援及び武力攻撃災害への対処</u>に関する平素からの備え 避難、<u>救援及び武力攻撃災害への対処</u>に関する平素からの備えに<u>関して</u>必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。 2 避難実施要領のパターンの作成 町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。 第3章 物資及び資材の備蓄、整備 1 町における備蓄 (2) 国民保護措置<u>の実施のため</u>に必要な物資及び資材 2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等 (2) ライフライン施設の<u>機能</u>の確保 第4章 国民保護に関する啓発 武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	---	-------------------------------------

1 国民保護措置に関する啓発 (1) 啓発の方法 町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、<u>ラジオ</u>、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行う、とともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、<u>障がい者</u>、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災への取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。	1 国民保護措置に関する啓発 (1) 啓発の方法 町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、<u>障害者</u>、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	--	--------------------------

池田町国民保護計画

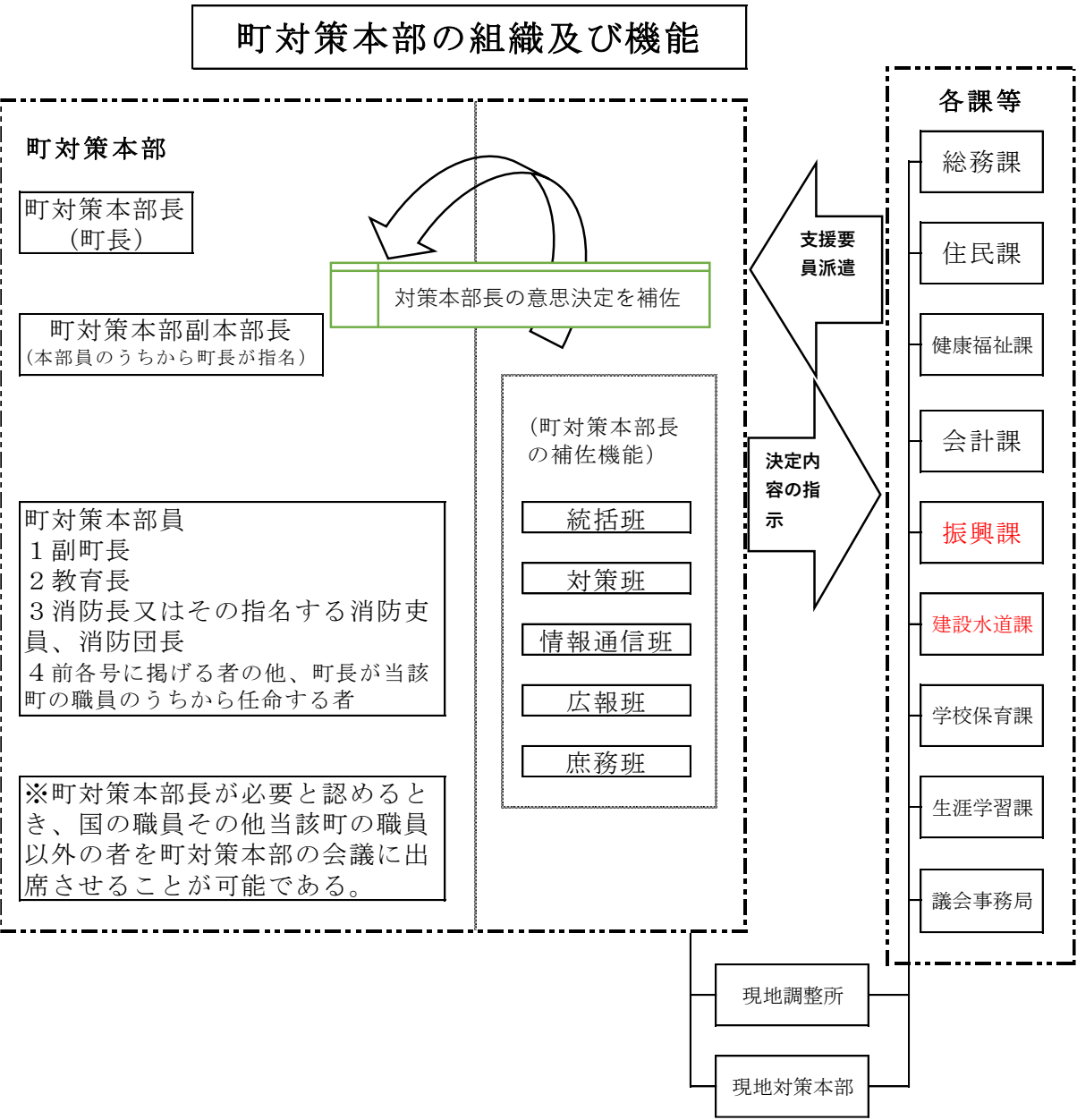
新	旧	修正理由・備考
第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる<u>ことが想定される。</u> 初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくこと<u>が極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における</u>町の初動体制について、以下のとおり定める。 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 (2) <u>緊急事態連絡室等における</u>初動措置	第 3 編 武力攻撃事態等への対処 第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。 <u>また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。</u> <u>このため、かかる事態において</u>初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくこと<u>の重要性にかんがみ、</u>町の初動体制について、以下のとおり定める。 1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置 (2) 初動措置<u>の確保</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正

第2章 町対策本部の設置等

1 町対策本部の設置

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



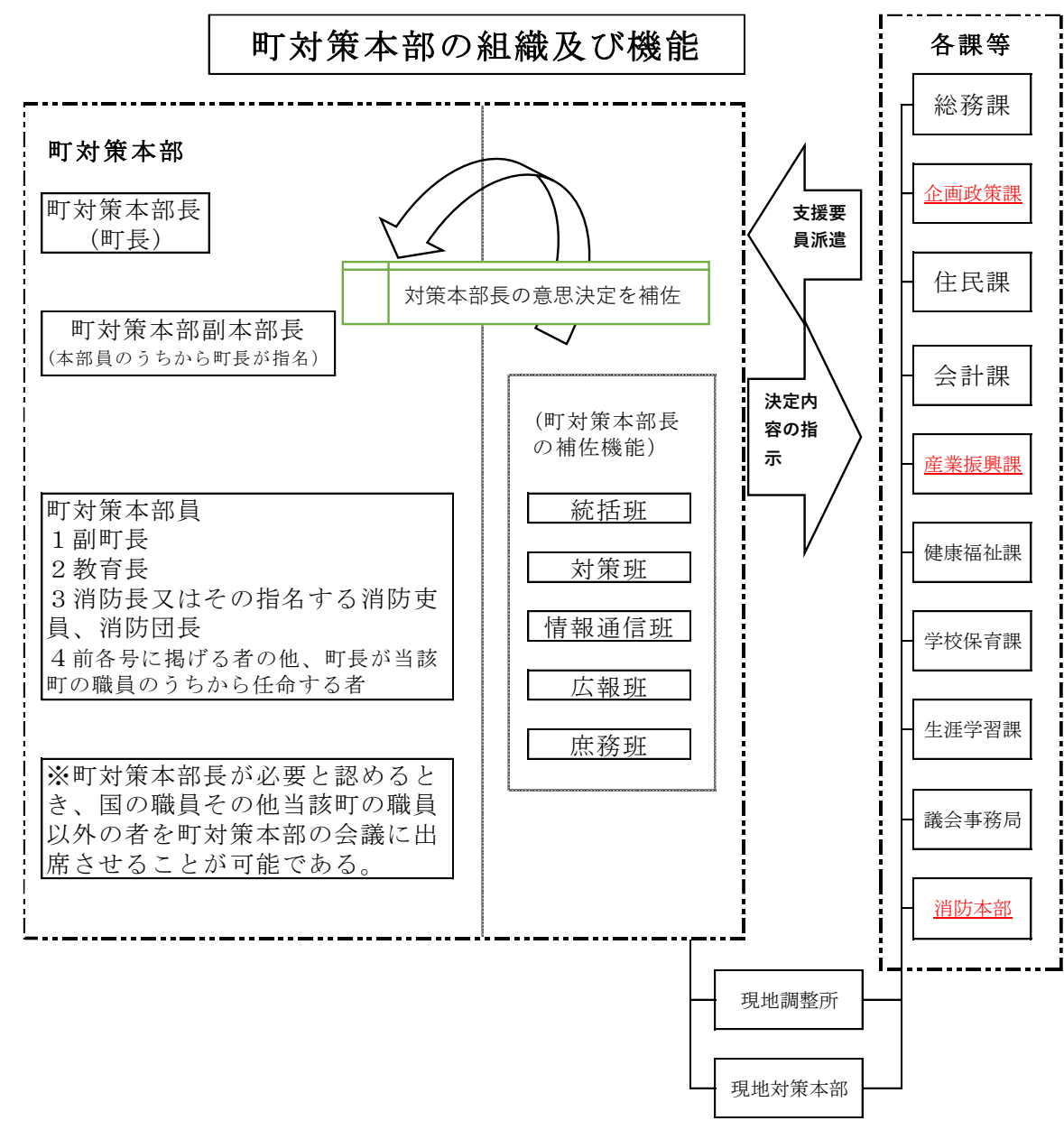
※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課等において措置を実施するものとする（町対策本部には、各課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

第2章 町対策本部の設置等

1 町対策本部の設置

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課等において措置を実施するものとする（町対策本部には、各課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

町の組織改正に伴う修正

【町の各課等における武力攻撃事態における業務】	
課・局名	武力攻撃事態等における業務
総務課 会計課 議会事務局	・町国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・安否情報の収集に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること ・廃棄物処理に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること
総務課 <u>振興課</u> <u>建設水道課</u>	・復旧に関すること ・特殊標章等の交付に関すること
健康福祉課	・避難施設の運営体制の整備に関すること ・高齢者、障害者、保育園児その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
学校保育課 生涯学習課	・児童生徒の安全確保に関すること ・避難所等の設備整備に関すること

第 3 章 関係機関相互の連携

7 ボランティア団体等に対する支援等

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を町対策本部及び県の対策本部を通じて住民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

【町の各課等における武力攻撃事態における業務】	
課・局名	武力攻撃事態等における業務
総務課 企画政策課 会計課 議会事務局	・町国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・安否情報の収集に関すること ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること ・廃棄物処理に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） ・住民の避難誘導に関すること
総務課 <u>産業振興課</u>	・復旧に関すること ・特殊標章等の交付に関すること
健康福祉課	・避難施設の運営体制の整備に関すること ・高齢者、障害者、保育園児その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
学校保育課 生涯学習課	・児童生徒の安全確保に関すること ・避難所等の設備整備に関すること

第 3 章 関係機関相互の連携

7 ボランティア団体等に対する支援等

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

町の組織改正に伴う修正

国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正

第 4 章 警報及び避難の指示等 第 1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 (1) 町長は、<u>知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自主防災会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。</u> (2) 警報の<u>伝達方法について</u>は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と連携している伝達手段等に<u>基づき</u>、原則として以下の要領により<u>行うもの</u>とする。 ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合 イ なお、<u>このことは</u>、町長が特に必要と認める場合に、<u>サイレンを使用することを妨げるものではない。</u> また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の<u>効果的な方法も検討するもの</u>とする。 (3) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制<u>の整備に努めるもの</u>とする。この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、効率的な伝達が行なわれるように配慮する<u>ものとする。</u> また、町は、県警察の交番、パトカーの勤務員等による拡声機や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。 (5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）	第 4 章 警報及び避難の指示等 第 1 警報の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 <u>（新設）</u> (1) 警報の<u>内容</u>は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している<u>情報</u>伝達手段等に<u>より</u>、原則として以下の要領により<u>情報を伝達</u>する。 ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合 イ 尚、町長が特に必要と認める場合にはサイレンを使用<u>して住民に周知を図る。</u> また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も<u>活用</u>する。 (2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制<u>を整備</u>する。 この場合において、<u>消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに</u>、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、町は、県警察の交番、パトカーの勤務員等による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。 (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。 (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	--	---------------------------------

第 2 避難住民の誘導等 2 避難方法の基本的な考え方 (1) 市町村内での避難 避難施設までは、原則として徒歩等により移動する。 (2) 市町村の区域を越える避難 避難時の交通渋滞などが引き起こす混乱を回避することが重要であるため、原則として次の方法により避難を行う。 また、要避難地域の集合場所及び避難施設において、避難者の確認を行う。 ① 要避難地域において、避難者は、あらかじめ市町村により指定された集合場所 に移動する。 ア 同一市町村内の集合場所まで原則として徒歩等により移動する。 イ 鉄軌道による避難を行う場合、集合場所として駅に近い場所をあらかじめ指定する。 ② 要避難地域の集合場所から避難先地域の避難施設へ移動する。 ア 原則として指定公共機関、指定地方公共機関及び市町村が保有するバス、電車等により移動する。 イ バスによる避難で道路が狭隘であるなどにより避難場所まで乗車できない場合、避難施設の近接地で降車し、徒歩等により移動する。 ウ 鉄軌道による避難を行う場合、集合場所からバス等により移動する。 (3) 中山間地域等における住民の避難 中山間地域など交通手段が限られている地域の住民の避難に際しては、地理的条件や地域の交通事情などを考慮して、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として考慮する。 (4) 要配慮者の避難 まず、家族、市町村職員、消防職員、消防団員、協力を得ることができた近隣住民、福祉関係者及び自主防災組織などの避難支援者が、要避難地域の集合場所まで自家用車等により移動させる。(徒歩等により移動可能な場合を除く。) 次に、集合場所において、市町村が事前に把握した要配慮者の状況に応じて、以下のいずれかの方法により、避難先地域の避難施設へ移動させる。 ① バス等に乗り換えて避難先地域の避難施設へ移動	第 2 避難住民の誘導等 (新規)	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	---	-------------------------------------

② そのまま自家用車等により避難先地域の避難施設へ移動 この場合、要避難地域の集合場所及び避難先地域の避難施設において、要配慮者の避難確認等について留意する。 その他、「池田町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難を実施する。 (5) 避難の実施に際しては、地理的条件や地域の交通事情等により、原則によらない避難の方法を指示する場合がある。 3 避難実施要領の策定 (1) 避難実施要領の策定 町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を<u>聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にして、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。</u> (2) 避難実施要領策定の<u>際の留意事項</u> 避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される町の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもあり得る。 【県計画における「町の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】 ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 <u>避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。</u> ② 避難先 <u>避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。</u> ③ 一時集合場所及び集合方法 <u>避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。</u> ④ 集合時間 <u>避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。</u> ⑤ 集合に当たっての留意事項	2 避難実施要領の策定 (1) 避難実施要領の策定 町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、<u>あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、</u>各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を<u>聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。</u> 【避難実施要領の策定の留意点について】 避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される町の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。 【県計画における「町の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】 ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位 <u>(新設)</u> ② 避難先 <u>(新設)</u> ③ 一時集合場所及び集合方法 <u>(新設)</u> ④ 集合時間 <u>(新設)</u> ⑤ 集合に当たっての留意事項 <u>(新設)</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	--	---------------------------------

<u>集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。</u> ⑥ 避難の手段及び避難の経路 <u>集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。</u> ⑦ 市町村職員、消防職員、消防団員の配置等 <u>避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。</u> ⑧ 高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者への対応 <u>高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。</u> ⑨ 要避難地域における残留者の確認 <u>要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。</u> ⑩ 避難誘導中の食料等の支援 <u>避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。</u> ⑪ 避難住民の携行品、服装 <u>避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。</u> ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 <u>問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。</u> <u>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</u> <u>【市町村が作成する避難実施要領の例示】</u> <u>避難実施要領（案）</u> <u>長野県池田町長</u> <u>×月×日×時現在</u> <u>1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法</u> <u>池田町における住民の避難は、次の方法で行うものとする。</u> <u>(1) 池田町の A 1 地区の住民は、B 市の B 1 地区にある B 市立 B 1 中学校体育館を避難先として、×日×時を目途に住民の避難を開始する。</u> <u>【避難経路及び避難手段】</u> <u>○ 避難の手段（バス・鉄道・その他）</u> <u>バスの場合：池田町 A 1 地区の住民は、池田町立 A 1 小学校グラウンドに集合する。</u> <u>その際、×日×時を目途に、できるだけ自主防災会、町内会、事業所等の単位で行動すること。</u>	⑥ 避難の手段及び避難の経路 <u>（新設）</u> ⑦ 町職員、消防職団員の配置等 <u>（新設）</u> ⑧ 高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者への対応 <u>（新設）</u> ⑨ 要避難地域における残留者の確認 <u>（新設）</u> ⑩ 避難誘導中の食料等の支援 <u>（新設）</u> ⑪ 避難住民の携行品、服装 <u>（新設）</u> ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 <u>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</u> <u>（新設）</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	--	---------------------------------

<u>集合後は、××バス会社の用意したバスにより、国道××号線を利用して、B 市立 B 1 高校体育館に避難する。</u> <u>鉄道の場合：池田町 A 1 地区の住民は、JR△△線 A A 駅前広場に集合する。</u> <u>その際×日×時×分を目途に、できるだけ自主防災会、町内会、事業所等の単位で行動し、A A 駅までの経路としては、できるだけ国道××号線又は県道△△線を使用すること。集合後は、×日×時×分発 B 市 B 1 駅行きの電車で避難する。</u> <u>B 市 B 1 駅到着後は、B 市職員及び池田町職員の誘導に従って、主に徒歩で B 市立 B 1 中学校体育館に避難する。</u> <u>・・・・以下略・・・・</u> <u>(2) 池田町 A 2 地区の住民は、B 市 B 2 地区にある B 市立 B 2 中学校を避難先として、×日×時×分を目途に住民の避難を開始する。</u> <u>・・・・以下略・・・・</u> <u>2 避難住民の誘導の実施方法</u> <u>(1) 職員の役割分担</u> <u>避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。</u> <u>・住民への周知要員 ・避難誘導要員</u> <u>・町対策本部要員</u> <u>・現地連絡要員</u> <u>・避難所運営要員</u> <u>・水、食料等支援要員 等</u> <u>(2) 残留者の確認</u> <u>町で指定した避難の実施時間の後、すみやかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)</u> <u>(3) 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者に対する避難誘導誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。</u> <u>また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、町職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。</u> <u>3 その他避難の実施に関して必要な事項</u> <u>(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。</u>	<u>(新規)</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	--------------------	---------------------------------

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。 (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。 池田町対策本部 担当 ○○○○ T E L 0261-62-3131 F A X 0261-62-9404 ・・・以下略・・・				国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正	
(4) 避難実施要領の内容の伝達等 4 避難住民の誘導 (1) 町長による避難住民の誘導 町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員及び消防団長を指揮し、また、北アルプス広域消防本部の管理者または長と連携して避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自主防災会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。 (2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導に努める。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。			(3) 避難実施要領の内容の伝達等 3 避難住民の誘導 (1) 町長による避難住民の誘導 町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員及び消防団長を指揮し、また、消防に関する業務を処理する当方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者または長と連携して避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。 また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。 (2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等 保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支		

(6) 高齢者、<u>障がい者</u>等への配慮 町長は、高齢者、<u>障がい者</u>等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障がい者</u>団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。 （ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。） (8) 避難所等における安全確保等 町は、<u>被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、</u>県警察と協力して、<u>被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。</u> <u>また、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、住民等からの相談に対応する<u>ことを通じ</u>、住民等の不安の軽減に努める。</u> (12) 避難住民の運送の求め等 町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送<u>の求めを行う</u>。 <u>町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。</u> 町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する<u>ことができる</u>。	援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 (6) 高齢者、<u>障害者</u>等への配慮 町長は、高齢者、<u>障害者</u>等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、<u>障害者</u>団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。 （ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。） (8) 避難所等における安全確保等 町は、<u>県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、</u>県警察と協力し、住民等からの相談に対応する<u>など</u>、住民等の不安の軽減に努める。 (12) 避難住民の運送の求め等 町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送<u>を求める</u>。 町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。	字句の修正 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	--	--

5事例別の避難に関する留意点 弾道ミサイルによる攻撃の場合 ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。 このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の 地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。 ② 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官 房、消防庁）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に 努めるものとする。	4事例別の避難に関する留意点 弾道ミサイル攻撃の場合 ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。 （実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。） ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるように、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。 （弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ） 対策本部長 知事 町長 警報の発令、避難措置の指示 （その他、記者会見等による国民への情報提供） 避難の指示 避難実施要領の策定 イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令 ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。 このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。 また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	---

③ <u>着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。</u> ④ 急襲的に航空攻撃が行われ<u>た</u>場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。 ゲリラ<u>や</u>特殊部隊による攻撃の場合 ① 知事による避難の指示が<u>行われた場合には、早急に避難実施要領を策定し、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。</u> <u>この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。</u> ② 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。 ③ <u>ゲリラによる急襲的な攻撃により、知事による避難の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を<u>行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。</u></u>	<u>(新設)</u> <u>(移設)</u> ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 ① <u>ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。</u> <u>なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。</u> ② <u>その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。</u> ③ <u>以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。</u> <u>(移設)</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	--	---------------------------------

④ <u>退避の指示について</u> <u>退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。</u> <u>ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、町長は、被害発生 of 現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。</u> 着上陸侵攻の場合 ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となる<u>ため</u>、国の総合的な方針<u>として</u>の具体的な避難措置の指示を待って<u>行うこととすることが適当である</u>。 <u>このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。</u> ② 平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を<u>定めておくことは困難であり、今後、国及び県の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。</u> N B C 攻撃の場合 <u>町長は、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。</u> <u>さらに、町長は、国及び県の対策本部長の攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。</u>	<u>(新設)</u> 着上陸侵攻の場合 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要と<u>なり</u>、国の総合的な方針を待って<u>対応することが必要となる</u>。 <u>このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。</u> <u>(新設)</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	---	--------------------------

第 5 章 救援 1 救援の実施 (1) 救援の実施 町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、<u>救援を必要としている避難住民等に対し、</u>関係機関の協力を得て、<u>次に掲げる措置を行う。</u> <u>ただし、事態に照らし緊急を要し、国及び県の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。</u> (2) 救援の<u>実施に係る調整及び</u>補助 町長は、<u>あらかじめ調整した役割分担に沿って、県と緊密に連携して救援を行う。</u> <u>また、</u>上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。 <u>(3) 大規模な着上陸侵攻の場合における救援について</u> 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難で<u>あり、避難の場合と同様、事態発生時に県の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。</u> 2 関係機関との連携 (2) 他の市町村との連携 町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要<u>があると認める</u>ときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。<u>この場合において、応援を求める市町村との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。</u> <u>また、市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、町は、県と密接に連携する。</u> (4) 緊急物資の運送の求め 町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、<u>第 3 編第 4 章第 2 の 3 の (12)</u>避難住民の運送の求め<u>等</u>に準じて行う。 <td> 第 5 章 救援 1 救援の実施 (1) 救援の実施 町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、<u>次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を</u>関係機関の協力を得て行う。 (2) 救援の補助 町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。 <u>【着上陸侵攻への対応】</u> 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難で<u>ある。</u> 2 関係機関との連携 (2) 他の市町村との連携 町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要<u>と判断した</u>ときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。 (4) 緊急物資の運送の求め 町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。 <td>国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正</td></td>	第 5 章 救援 1 救援の実施 (1) 救援の実施 町長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、<u>次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を</u>関係機関の協力を得て行う。 (2) 救援の補助 町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。 <u>【着上陸侵攻への対応】</u> 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難で<u>ある。</u> 2 関係機関との連携 (2) 他の市町村との連携 町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要<u>と判断した</u>ときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。 (4) 緊急物資の運送の求め 町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。 <td>国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正</td>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	--	--------------------------

3 救援の内容 (3) 救援の内容 町長は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。 なお、町長は、高齢者、障がい者、乳幼児その他救援の実施に際して援護を要する者に対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。 ① 収容施設の供与 ・ 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握） ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 ・ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮 ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与 ・ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 ・ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握） ・ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 ・ 提供対象人数及び世帯数の把握 ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認 ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請 ・ 提供対象人数及び世帯数の把握 ・ 引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制 ③ 医療の提供及び助産 ・ 医薬品、医療資機材、N B C 対応資機材等の所在の確認 ・ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集 ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 ・ 避難住民等の健康状態の把握 ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保 ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保 ④ 被災者の捜索及び救出 ・ 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携 ・ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力	3 救援の内容 (新設)	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	------------------------------------	--------------------------

⑤ 埋葬及び火葬 ・ 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握 ・ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制 ・ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保 ・ 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施 ・ 国民保護法第 122 条及び国民保護法施行令第 34 条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第 5 条及び第 14 条の特例） ⑥ 電話その他の通信設備の提供 ・ 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・ 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 ・ 聴覚障がい者等への対応 ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・ 応急修理の相談窓口の設置 ⑧ 学用品の給与 ・ 児童生徒の被災状況の収集 ・ 不足する学用品の把握 ・ 学用品の給与体制の確保 ⑨ 死体の搜索及び処理 ・ 死体の搜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携 ・ 被災情報、安否情報の確認 ・ 死体の搜索及び処理の時期や場所の決定 ・ 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置） ・ 死体の一時保管場所の確保 ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ・ 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集 ・ 障害物の除去の施工者との調整 ・ 障害物の除去の実施時期 ・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置	（新規）	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	----------------------------	-------------------------------------

第 6 章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、県警察への照会、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、町は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第 1 条に規定する様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第 2 号を用いて行う。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として安否情報システムへの入力で行い、システムが利用できない場合には、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

③ 様式第 4 号に記載させる必要事項は、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項等である。（ただし、口頭、電話による照会にあつては、その内容を聴取するとともに、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。）。

(2) 安否情報の回答

① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第 4 条に規定する様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

第 6 章 安否情報の収集・提供

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第 1 条に規定する様式第 1 号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第 2 号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第 1 条に規定する様式第 3 号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

③ 窓口以外から照会があつた場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第 4 条に規定する様式第 5 号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正

第 7 章 武力攻撃災害への対処 第 1 武力攻撃災害への対処 町は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (1) 武力攻撃災害への対処 町長は、<u>県の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、県の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。</u> 2 武力攻撃災害の兆候の通報 町長は、武力攻撃に伴って発生する火災や毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から<u>の直接の通報又は関係機関、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。</u> 第 2 応急措置等 2 町長の事前措置 町長は、<u>武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等</u>に対し<u>て、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行う</u>ことを指示する。	第 7 章 武力攻撃災害への対処 第 1 武力攻撃災害への対処 町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 (1) 武力攻撃災害への対処 町長は、<u>国や県等の関係機関と協力して、当該町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。</u> 2 武力攻撃災害の兆候の通報 (1) 町長への通報 <u>消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。</u> (2) 知事への通知 <u>町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を</u>知事に通知する。 第 2 応急措置等 (移設)	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	---	-------------------------------------

3警戒区域の設定 (1) 警戒区域の設定 町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。 4応急公用負担等 (移設) 町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。 (1) 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用 (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管） 5消防に関する措置等 第 3 生活関連等施設における災害への対処等 1生活関連等施設の安全確保 (1) 生活関連等施設の状況の把握 町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保し、安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。 2危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (1) 危険物質等に関する措置命令 町長は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。	2警戒区域の設定 (1) 警戒区域の設定 町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。 3応急公用負担等 (1) 町長の事前措置 町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。 (2) 応急公用負担 町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。 ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用 ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管） 4消防に関する措置等 第 3 生活関連等施設における災害への対処等 1生活関連等施設の安全確保 (1) 生活関連等施設の状況の把握 町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。 2危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 (1) 危険物質等に関する措置命令 町長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	---	--------------------------

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。 第 4 N B C 攻撃による災害への対処等 (1) 応急措置の実施 町長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、<u>応急 措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C 攻撃に よる汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。</u> 町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。 (3) 関係機関との連携 町長は、町対策本部において、<u>攻撃による被害の情報や必要となる要員や資機材・物資について、</u>消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有、<u>集約して、県に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請</u>を行う。 その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。 (4) 汚染原因に応じた対応 町は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。 <u>また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国、県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がN B C 攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、給水の制限等の措置を講ずる。</u> ② 生物剤による攻撃の場合 町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、<u>必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。</u>	なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。 第 4 N B C 攻撃による災害への対処等 (1) 応急措置の実施 町長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。 町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。 (3) 関係機関との連携 町長は、<u>N B C 攻撃が行われた場合は、</u>町対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、<u>必要な対処</u>を行う。 その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。 (4) 汚染原因に応じた対応 町は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。 ② 生物剤による攻撃の場合 町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、<u>関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	--	---------------------------------

第 8 章 被災情報の収集及び報告 ○被災情報の収集及び報告 ③ 町は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、F A X 等により直ちに被災情報の第一報を<u>県及び消防庁に報告するものとする。その後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した被災情報について火災・災害等即報要領に基づき、県が指定する時間に県に被災情報を報告するものとする。</u> なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、<u>第一報と同様な方法により、</u>県及び消防庁に報告する<u>ものとする。</u> 第 9 章 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (1) 保健衛生対策 町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する<u>とともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。</u> この場合において、高齢者、<u>障がい者</u>その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。 <u>また、武力攻撃災害による精神的ダメージ等、災害ストレスへの迅速な対応に努める。</u> (5) 栄養指導対策 町は、避難先地域の住民の健康維持のため<u>に、県及び栄養士会等の関係団体と連携して</u>栄養管理、栄養相談及び指導を<u>行う。</u> 2 廃棄物の処理 (1) 廃棄物処理の特例 ③ <u>平素から町は既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。</u>	第 8 章 被災情報の収集及び報告 ○被災情報の収集及び報告 ③ 町は、<u>被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し</u>火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、F A X 等により直ちに被災情報の第一報を報告する。 ④ <u>町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、F A X 等により県が指定する時間に県に対し報告する。</u> なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、<u>火災・災害等即報要領に基づき、</u>県及び消防庁に報告する。 第 9 章 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (1) 保健衛生対策 町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。 この場合において、高齢者、<u>障害者</u>その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。 (5) 栄養指導対策 町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を<u>県と連携し実施する。</u> 2 廃棄物の処理 (1) 廃棄物処理の特例 <u>(新設)</u>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて、④を③に統合 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	---	--

(2) 廃棄物処理対策 ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、<u>「災害廃棄物対策指針」(平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成)</u>等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 第 11 章 特殊標章等の交付及び管理 ※ 特殊標章等の意義について 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、<u>国民の保護のために重要な役割を担う</u>国民保護措置を行う者及び<u>その団体、その団体が使用する</u>場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらはジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。 (1) 特殊標章等 <u>(国民保護法第 158 条)</u> ウ 識別対象 国民保護<u>関係者、保護</u>のために使用される場所等。 (3) 特殊標章等に係る普及啓発 町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、<u>ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における</u>標章等の<u>使用の</u>意義及び<u>それを使用する</u>に当たっての濫用防止<u>のための規定等</u>について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。	(2) 廃棄物処理対策 ① 町は、地域防災計画の定めに準じて、<u>「震災廃棄物対策指針」(平成 10 年厚生省生活衛生局作成)</u>等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 第 11 章 特殊標章等の交付及び管理 ※ 特殊標章等の意義について 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置<u>に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）</u>を行う者及び<u>これらの者が行う職務等</u>に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等 <u>(以下この章において「場所等」という。)</u>を識別するために使用することができ、それらはジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。 (1) 特殊標章等 ウ 識別対象 国民保護<u>措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等</u>のために使用される場所等。 (3) 特殊標章等に係る普及啓発 町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、<u>特殊標章等及び赤十字</u>標章等の意義及び<u>その使用</u>に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
---	---	-------------------------------------

池田町国民保護計画

新	旧	修正理由・備考																																																		
第 4 編 復旧等 第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん 町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は指示をした結果、町が損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。 ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。 第 5 編 緊急対応事態への対応 国民保護関係機関一覧表 1 指定行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務担当部課</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>FAX 番号</th></tr><tr><td>警察庁</td><td>警備局警備運用部 警備第二課</td><td>東京都千代田区霞が関 2-1-2</td><td>03-3581-0141(代)</td><td>03-3581-0744</td></tr></table> 2 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務担当部課</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>FAX 番号</th></tr><tr><td>関東管区警察局</td><td>広域調整部 広域調整第二課</td><td>埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館</td><td>048-600-6000 (内 5531)</td><td>048-600-6000 (内 5519)</td></tr><tr><td>関東管区警察局 長野県情報通信部</td><td>機動通信課</td><td>長野市大字南長野字幅下 6 9 2- 2</td><td>026-233-0110 (内 6666)</td><td>026-235-0110 (内 6069)</td></tr></table>	機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	警察庁	警備局警備運用部 警備第二課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141(代)	03-3581-0744	機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000 (内 5531)	048-600-6000 (内 5519)	関東管区警察局 長野県情報通信部	機動通信課	長野市大字南長野字幅下 6 9 2- 2	026-233-0110 (内 6666)	026-235-0110 (内 6069)	第 4 編 復旧等 第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん 町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。 ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。 第 5 編 緊急対応事態への対応 国民保護関係機関一覧表 1 指定行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務担当部課</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>FAX 番号</th></tr><tr><td>警察庁</td><td>警備局警備企画課</td><td>東京都千代田区霞が関 2-1-2</td><td>03-3581-0141(代)</td><td>03-3581-0744</td></tr></table> 2 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務担当部課</th><th>所在地</th><th>電話番号</th><th>FAX 番号</th></tr><tr><td>関東管区警察局</td><td>広域調整部 広域調整第二課</td><td>埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館</td><td>048-600-6000 (内 5515)</td><td>048-600-6000 (内 5519)</td></tr><tr><td>関東管区警察局 長野県情報通信部</td><td>機動通信課</td><td>長野市大字南長野字幅下 6 9 2- 2</td><td>026-233-0110 (内 6666)</td><td>026-235-3016</td></tr></table>	機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141(代)	03-3581-0744	機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号	関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000 (内 5515)	048-600-6000 (内 5519)	関東管区警察局 長野県情報通信部	機動通信課	長野市大字南長野字幅下 6 9 2- 2	026-233-0110 (内 6666)	026-235-3016	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号																																																
警察庁	警備局警備運用部 警備第二課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141(代)	03-3581-0744																																																
機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号																																																
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000 (内 5531)	048-600-6000 (内 5519)																																																
関東管区警察局 長野県情報通信部	機動通信課	長野市大字南長野字幅下 6 9 2- 2	026-233-0110 (内 6666)	026-235-0110 (内 6069)																																																
機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号																																																
警察庁	警備局警備企画課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141(代)	03-3581-0744																																																
機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX 番号																																																
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000 (内 5515)	048-600-6000 (内 5519)																																																
関東管区警察局 長野県情報通信部	機動通信課	長野市大字南長野字幅下 6 9 2- 2	026-233-0110 (内 6666)	026-235-3016																																																

5 指定地方公共機関					国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
機 関 名	事務担当部課	所 在 地	電話番号	FAX 番号	
株式会社 INPEX	パイプライン室	新潟県柏崎市大久保 1－6－2	0257-24-8687	0257-24-2145	
伊那バス株式会社	運輸課	伊那市 西町 5 2 0 8 番地	0265-72-5117	0265-78-4512	
草軽交通株式会社	総務部	北佐久郡軽井沢町軽井沢 東 1 6 番地 1	0267-42-2041	0267-45-3041	
7 市町村					
機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号	
飯山市	危機管理防災課	飯山市大字飯山 1 1 1 0－1	0269-67-0721	0269-62-5990	
上伊那郡					
	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号	
箕輪町	総務課	箕輪町大字中箕輪 1 0 2 9 8	0265-79－3111	0265-79-0230	
下高井郡					
機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号	
山ノ内町	危機管理課	山ノ内町大字平穏 3352－1	0269-33－3115	0269-33-4527	
8 消防機関等					
機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号	
上伊那広域消防本部	警防課	伊那市伊那 荒井 4 6 0 6 番地 1	0265-72-0119	0265-72-0712	
（新規）					

5 指定地方公共機関					組織統廃合による修正
機 関 名	事務担当部課	所 在 地	電話番号	FAX 番号	
帝国石油株式会社	パイプライン室	新潟県柏崎市大久保 1－6－2	0257-24-8687	0257-24-2145	
伊那バス株式会社	運輸課	伊那市 伊那 5 0 9 3	0265-72-5117	0265-78-4512	
草軽交通株式会社	総務部	北佐久郡軽井沢町軽井沢東 8－1	0267-42-2041	0267-45-3041	
7 市町村					
機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号	
飯山市	危機管理防災課	飯山市大字飯山 1 1 1 0－1	0269-62－3111	0269-62-5990	
上伊那					
機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号	
箕輪町	総務課	箕輪町大字中箕輪 1 0 2 9 8	0265-79－3111	0265-79-023	
下高井郡					
	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号	
山ノ内町	総務課	山ノ内町大字平穏 3 3 5 2－1	0269-33－3111	0269-33-4527	
8 消防機関等					
機関名	事務担当部課	所在地	電話番号	FAX番号	
伊那消防組合 消防本部	警防課	伊那市伊那 3 4 2 8－7	0265-72-0119	0265-72-0712	
伊南行政組合 消防本部	警防課	駒ヶ根市飯坂 1 丁目 12 番 7 号	0265-81-0119	0265-83-5240	

池田町国民保護計画

新	旧	修正理由・備考
用語解説 ● 安定ヨウ素剤 核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。 一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておく、と、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。 ● E m - N e t （エムネット） 緊急情報ネットワークシステム。国（官邸）から都道府県、市町村などに緊急情報を LGWAN（国・都道府県・市町村間を結ぶネットワーク）等を通じて迅速に伝達する一斉同報システム。 （移設） ● 緊急処理事態 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 ● 緊急対処保護措置 緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、※事態対処法第 22 条第 3 項第 2 号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 ※事態対処法 「武力攻撃事態等及び存立機器事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」	用語解説 ● 安定ヨウ素剤 核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。 一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておく、と、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。 （新規） ● 基本指針 武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。 基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。 基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。 基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。 ● 緊急処理事態 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した自体又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 ● 緊急対処保護措置 緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、※事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 ※事態対処法 「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」	誤字の修正 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正 国民の保護に関する基本指針として移設 誤字の修正 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正

● <u>国民の保護に関する基本指針</u> 武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。 基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。 基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。 ● 国民保護措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に<u>基づいて実施する国民保護法第 2 条第 3 項</u>に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、非難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。 <u>(削除)</u> ● <u>J－ALERT（ジェイアラート）</u> <u>全国瞬時警報システム。国（内閣官房から消防庁を経由）から都道府県、市町村などに緊急情報を人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達できるシステム。</u> ● 指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、<u>消費者庁</u>、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、<u>スポーツ庁</u>、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、<u>観光庁</u>、気象庁、海上保安庁、<u>環境省</u>、<u>原子力規制委員会</u>、<u>防衛省及び防衛装備庁</u>が指定されている。	<u>(移設)</u> ● 国民保護措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定<u>の</u>に基づいて実施する<u>事態対処法第 22 条第 1 号</u>に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、非難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。 ● 災害時要援護者 <u>次のいずれかに該当する者をいう。</u> <u>(1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者</u> <u>(2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者</u> <u>(3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者</u> <u>(4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者</u> <u>例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</u> <u>(新規)</u> ● 指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、<u>防衛庁</u>、<u>防衛施設庁</u>、<u>金融庁</u>、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力安全・保安院</u>、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁<u>及び</u>環境省が指定されている。	基本指針から移設 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	--	---

● 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。 具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、<u>地方環境事務所及び地方防衛局</u>が指定されている。 ● 対策本部長 事態対処法第 10 条に定める「<u>事態等対策本部</u>」又は<u>同法第 23 条</u>に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。 ● 着上陸侵攻 我が国の領土を占領しようとする場合、<u>侵攻国</u>は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。 ● 特殊部隊 正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、<u>困難な任務を遂行する部隊</u>をいう。 <u>(削除)</u> ● 避難行動要支援者 要配慮者のうち、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと。 ● <u>要配慮者</u> <u>次のいずれかに該当する者をいう。</u> <u>(1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者</u> <u>(2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者</u> <u>(3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者</u> <u>(4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者</u> <u>例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる</u> <td> ● 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。 具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、<u>防衛施設局</u>、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、<u>原子力事務所</u>、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されている。 ● 対策本部長 事態対処法第 10 条に定める「<u>武力攻撃事態等対策本部</u>」又は<u>同法第 26 条</u>に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。 ● 着上陸侵攻 我が国の領土を占領しようとする場合、<u>侵攻国</u>は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。 ● 特殊部隊 正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して困難な任務を遂行する<u>舞台</u>をいう。 ● <u>ハイパー N・DMAT</u> <u>(Hyper Nagano prefectural Disaster Medical Assistance Team)</u> <u>NBC 災害に対応が可能な医療従事者により編成された災害医療チーム。</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <td> 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正 誤字の修正 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正 </td></td>	● 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。 具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、<u>防衛施設局</u>、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、<u>原子力事務所</u>、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されている。 ● 対策本部長 事態対処法第 10 条に定める「<u>武力攻撃事態等対策本部</u>」又は<u>同法第 26 条</u>に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。 ● 着上陸侵攻 我が国の領土を占領しようとする場合、<u>侵攻国</u>は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。 ● 特殊部隊 正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して困難な任務を遂行する<u>舞台</u>をいう。 ● <u>ハイパー N・DMAT</u> <u>(Hyper Nagano prefectural Disaster Medical Assistance Team)</u> <u>NBC 災害に対応が可能な医療従事者により編成された災害医療チーム。</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <td> 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正 誤字の修正 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正 </td>	国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正 誤字の修正 国の基本指針及び長野県国民保護計画に合わせて修正
--	--	--

